

業務部速報



No. 31

発行 25. 8. 7

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」
申2号 に関する説明申し入れ(その2) 第3回団体交渉を行う! ③

【人事・賃金制度の見直し】

24. 自転車で通勤する場合に損害賠償責任保険等に参加しない社員に対して、通勤手当を支給する考えがない理由を明らかにすること。

会社の考え方 説明内容のポイント

- ・自転車を利用する場合の損害賠償責任保険等への加入義務を定める条例を制定する自治体が増加している状況等を勘案した。
- ・何かしらの証明書を示してもらおうことを考えている。

25. 割増手当等における1時間当たりの賃金額の算式の変更点を明らかにすること。

会社の考え方 説明内容のポイント

- ・「基本給+管理手当+都市手当+職務手当+技能手当/149.9」から「職務能力給+マネジメント手当+業務手当+住宅等手当(地域額)/149.7」となる。
- ・法令上、割増賃金の計算から除外できる手当があるが、住宅手当の支給額が定額の場合は除外できないため含めることになる。

26. 月の途中において休職等の取扱いが行われる社員に対し、支給される日割り計算での手当等の対象を変更する理由を明らかにすること。

会社の考え方 説明内容のポイント

- ・基本給、管理手当等、都市手当、扶養手当、職務手当、技能手当及び別居手当から、職務能力給、マネジメント手当、業務手当、住宅等手当(地域額)及び子ども手当とし、社員に有利で、わかりやすさ踏まえて変更した。

27. 日直・宿直手当を見直す理由を明らかにすること。

会社の考え方 説明内容のポイント

- ・平均賃金の3分の1を下回らないように法で決まっており、法令を遵守するため見直す。

28. 12時間以内に勤務変更や休日出勤が命ぜられた場合に緊急呼出手当が支給されるのか明らかにすること。

会社の考え方 説明内容のポイント

- ・すでに出勤している場合は支給対象ではない。
- ・「融合と連携」で駅業務に就いている時に、急遽乗務する場合は、すでに勤務を開始しているので支給対象とならない。
- ・出勤予備は7/1に廃止されるが、4/1から緊急呼出手当が支給される場合、例えば、13時からの出勤予備の社員が、8時に家に連絡がきて10時からの行路に変更という場合は支給される。

第4回団体交渉に続く